



消政調第 27 号
平成 23 年 2 月 4 日

厚生労働省老健局高齢者支援課長

水津 重三 殿

厚生労働省老健局振興課長

川又 竹男 殿

厚生労働省老健局老人保健課長

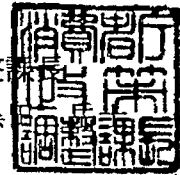
宇都宮 啓 殿

厚生労働省医政局総務課長

岩淵 豊 殿

消費者庁政策調整課

黒



医療・介護ベッド用手すりのすき間に頭や首、手足などを挟む
事故等に係る施設管理者への注意喚起の徹底について（再依頼）

標記につきましては、医療・介護ベッド用手すりのすき間に頭や首、手足などを挟む事故の発生防止を図るため、平成 22 年 10 月 8 日付け「医療・介護ベッド用手すりのすき間に頭や首、手足などを挟む事故等に係る施設管理者への注意喚起のお願い」（消政調第 110 号）をもって、当庁より貴職に、医療・介護ベッド用手すりを配置している介護保険施設、老人福祉施設及び医療機関（以下「関係施設」という。）に対し、都道府県と連携して、施設管理者への要請事項（以下「注意喚起」という。）の周知等を行っていただくよう依頼したところです（別紙 1 参照）。

しかしながら、その後に発生した同種の死亡事故（平成 22 年 12 月 21 日付け「消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について」にて当庁が公表した事故：管理番号 A201000777）（別紙 2 参照）では、県が、所管する医療機関に対して、厚生労働省が発出した注意喚起に係る文書を送付しておらず、当該事故が発生した医療機関では注意喚起の内容を知らなかったことが判明しております。

当庁としては、医療・介護ベッド用手すりのすき間に頭や首、手足などを挟む事故の発生を防止するためには、注意喚起が全国全ての関係施設に十分に周知される必要があると考えております。

このため、貴省においては、都道府県等を通じて、注意喚起が確実に全ての関係施設に届くよう、再度の周知徹底を図っていただきたく、よろしくお願いいたします。